（振替国債等の利子の課税の特例等に関する経過措置）

第三条　新租税特別措置法第五条の二第二十五項（新租税特別措置法第五条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定は、非居住者又は外国法人が新租税特別措置法第五条の二第二十五項に規定する信託の信託財産に属する同条第一項に規定する振替国債若しくは同項に規定する振替地方債又は新租税特別措置法第五条の三第一項に規定する特定振替社債等につき支払を受ける利子又は同項に規定する利子等で、その計算期間の初日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後であるものについて適用する。

（民間国外債等の利子の課税の特例に関する経過措置）

第四条　新租税特別措置法第六条第十項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に発行される同条第四項に規定する民間国外債につき支払を受ける利子について適用し、施行日前に発行された第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第六条第四項に規定する民間国外債につき支払を受ける利子については、なお従前の例による。

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第五条　新租税特別措置法第十条の二（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、個人が附則第一条第十号に定める日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等について適用し、個人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十条の二第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等については、なお従前の例による。

2　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第三条第一項の認定を受けた個人の附則第一条第十号に定める日から平成二十四年六月三十日までの間における新租税特別措置法第十条の二の二の規定の適用については、同条第一項中「平成二十四年七月一日」とあるのは「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日」と、同項第一号イ中「（平成二十三年法律第百八号）第三条第二項に規定する認定発電設備に該当するもの」とあるのは「附則第三条第一項の認定に係る発電に係る同項の再生可能エネルギー発電設備」とする。

3　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第三条第二項の規定により平成二十四年七月一日において同法第六条第一項の規定による認定を受けたものとみなされる前項に規定する認定に係る同法第二条第三項に規定する再生可能エネルギー発電設備は、新租税特別措置法第十条の二の二第一項に規定する指定期間内に取得した同項第一号イに規定する認定発電設備に該当するものとみなして、同条（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

（中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第六条　新租税特別措置法第十条の三（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定機械装置等について適用する。

（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第七条　旧租税特別措置法第十条の四第一項の承認経営革新計画に係る承認を施行日前に受けた個人が平成二十五年三月三十一日以前に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する経営革新設備等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成二十四年三月三十一日」とあるのは「平成二十五年三月三十一日」と、同条第十項中「並びに」とあるのは「並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第七条（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の」とする。

（所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第八条　前条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	次の各号に掲げる規定	次の各号に掲げる規定（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第七条第一条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法の条による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第十条の四第三項又は第四項の規定を含む。以下この条において同じ。）
	当該各号に定める金額を	当該各号に定める金額（旧効力措置法第十条の四第三項又は第四項の規定にあつては、それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額を控除した金額とする。第三号を除き、以下この条において同じ。）を
第二項	又は第十条の三第四項	若しくは第十条の三第四項又は旧効力措置法第十条の四第四項
第三項	若しくは第十条の三第五項	、第十条の三第五項若しくは旧効力措置法第十条の四第五項

2　前条の規定の適用がある場合で、かつ、第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「新震災特例法」という。）第十条の二から第十条の三の二までの規定の適用がある場合における新租税特別措置法第十条の六の規定の適用については、前項及び新震災特例法第十条の四第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる新租税特別措置法第十条の六の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	次の各号に掲げる規定	次の各号に掲げる規定（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第七条第一条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法の条による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力措置法」という。）第十条の四第三項又は第四項の規定、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第百二十五号。以下この条において「震災特例法」という。）第二十九条の二第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の二第三項又は第四項の規定及び震災特例法第十条の三の二第一項の規定を含む。以下この条において同じ。）
	当該各号に定める金額を	当該各号に掲げる規定（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第七条第一条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法の条による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力措置法」という。）第十条の四第三項又は第四項の規定にあつては、それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額を控除した金額とする。第三号を除き、以下この条において同じ。）を